

7. 百歳高齢者表彰について

百歳高齢者表彰については、老人福祉法第5条に基づく老人の日記念事業として、百歳を迎える方に内閣総理大臣からお祝い状、記念品（銀杯）を贈呈し、その長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的としている。

本表彰は昭和38年度より実施され、地域において広く浸透しており、百歳を迎える方、ご家族などが楽しみにされているものであり、平成25年度においても実施することとしているので、対象者の把握など各種ご協力をお願いしたい。

今後の主なスケジュール（予定）

- ・ 第一回人数調査 平成25年3月
- ・ 第二回人数調査 5月ごろ
- ・ 氏名確認 7月ごろ
- ・ 物品配布 8月末ごろ

なお、対象者が転居等した場合には、転居先自治体へ情報提供を確実にを行い、表彰漏れ等のないようお願いしたい。